

農林水産商工常任委員会資料

(平成23年5月20日)

項目

- 1 東日本大震災における県内産業への影響について
【経済通商総室(企画調査室)】……… 1
- 2 東日本大震災影響対策トップミーティングの開催結果について
【経済通商総室(経営支援室)】……… 2
- 3 東日本大震災関連制度融資の実施について
【経済通商総室(経営支援室)】……… 3
- 4 構造改革特区申請の結果について
【経済通商総室(通商物流室)】……… 6
- 5 環日本海定期貨客船航路の最近の動きと運航状況等について
【経済通商総室(通商物流室)】……… 7
- 6 鳥取県ウラジオストクビジネスサポートセンターの開設について
【経済通商総室(通商物流室)】……… 9
- 7 地域雇用創造推進事業「とっとり雇用創造未来プラン」の採択について
【雇用人材総室(人材育成確保室)】……… 10
- 8 鳥取県東部地域及び境港市内での事業所設置・増設等に伴う雇用関係助成金の活用について 【雇用人材総室(人材育成確保室)】……… 11
- 9 職業訓練の実施状況等について
【雇用人材総室(労働政策室)】……… 12
- 10 新卒未就職者等実務研修型雇用事業の実施状況について
【雇用人材総室(雇用就業支援室)】……… 13
- 11 鳥取県地域活性化総合特区推進協議会の設立について
【産業振興総室(次世代環境産業室)】……… 14
- 12 「とっとりバイオフロンティア」開所記念式典等について
【産業振興総室(産学金官連携室)】……… 15

商 工 労 働 部

東日本大震災における県内産業への影響について

平成23年5月20日
経済通商総室
企画調査室

3月11日発生した東日本大震災を受けて、県内主要企業に対する電話によるサンプル調査を実施しました。

1 総括

4/4 調査

○震災直後から、被災地のメーカーの生産停止、物流停滞などによる部材や商品等の調達難が発生。その後も、受注減や部材調達難等による生産調整や自肃ムードによる宿泊客のキャンセルなど、県内企業の事業活動に影響。

5/9 調査

○依然として、一部の電機部材や建築資材等において、部材調達難が継続。
○国内自動車関連メーカーの稼働率低下に伴う受注減は継続。
○宿泊業は、GWには例年並みを確保したが、先行きが不透明。

2 県内企業への電話ヒアリング調査（4月4日調査 → 5月9日調査）

〔主に従業員100人以上の製造業・非製造業：有効回答102社〕

区分	マイナス影響 (現状)			マイナス影響 (現状+今後の懸念)			回答数
	4月4日	5月9日	増減	4月4日	5月9日	増減	
全 体	60社	49社	▲11社	79社	56社	▲23社	102社
製造業	27社	18社	▲9社	41社	24社	▲17社	55社
非製造業	33社	31社	▲2社	38社	32社	▲6社	47社

【主な声】

(-) マイナス面 (+) プラス面

①製造業

◇サプライチェーンの途絶による影響

4/4 (-) 発災直後の物流停滞、メーカー被災等による受注減及び燃料・部材等調達難により一部製造業(自動車や携帯電話関連部品製造業)で生産調整。

(-) 在庫部材が切れた後の代替部材確保に対する不安(製造業全般)

5/9 (-) 一部の電機部材や鋼材等において、部材調達難が継続。(電気機械)

(-) 受注先メーカー等の稼働率低下に伴う受注減少は継続。(自動車関連)

◇放射能の風評被害

4/4, 5/9 (-) 輸出品における放射能検査等への対応発生。(電気機械)

②非製造業

◇宿泊業

4/4 (-) 自粛に伴う予約キャンセルの発生による売上減。

5/9 (±) GWは例年並みの宿泊客を確保したが、今後の客足に懸念。

◇小売(百貨店・スーパー)

4/4, 5/9 (±) 一部商品の入荷難はあるが、売上に大きな影響は見られない。

◇サービス業(コールセンター)

5/9 (+) TVショッピングの自粛が解消され、売上も回復。

◇建設業

4/4, 5/9 (-) 建築資材調達難が継続。

東日本大震災影響対策トップミーティングの開催結果について

平成23年5月20日
経済通商総室
経営支援室

東日本大震災による県内経済への影響及び各界の状況報告のほか、今後の対策などについて、経済団体、農林水産団体、観光団体、金融機関など各界の代表者と県幹部の意見交換会を開催しました。

当日提案された意見のうち取組が必要なものは、6月議会の補正予算等での対応を検討しています。

なお、トップミーティングは、最近の厳しい経済雇用情勢に官民一体となって取組めるよう、平成20年に発足し、これまでリーマンショックなど大きな経済変動の節目に開催しています。

1 日 時 平成23年4月18日(月) 15:00 ~ 17:00

2 場 所 鳥取県庁議会棟 特別会議室

3 出席者 21名

経済団体 (4)	鳥取県商工会議所連合会長 鳥取県中小企業団体中央会長	鳥取県商工会連合会長 鳥取県経済同友会代表幹事
金融機関 (4)	山陰合同銀行代表取締役専務 鳥取県信用金庫協会会長	鳥取銀行代表取締役社長 鳥取県信用保証協会会長
農業団体 (3)	鳥取県農業協同組合中央会長 鳥取県漁業協同組合代表理事専務	鳥取県森林組合連合会副会長
観光団体 (3)	(社)鳥取県観光連盟専務理事 (社)日本旅行業協会中四国支部鳥取地区委員会委員長	鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長
行政機関 (3)	鳥取労働局長 (地独)鳥取県産業技術センター理事長	(財)鳥取県産業振興機構理事長
鳥取県 (4)	副知事、商工労働部長、農林水産部長、文化観光局長	

4 主な意見内容

商工関係	○雇用調整助成金を条件緩和してほしい。(3ヶ月の生産量等の確認期間→1ヶ月に) ○もともと売上減で資金繩りが厳しい状況、県制度融資の10%売上減といった条件の緩和をお願いしたい。 ○制度融資は必ずしも低利がよい訳ではない。長期の制度の検討を願いたい。 ○公共事業が東北に集中してしまうことを懸念。 ○金融円滑化法に基づく条件変更や県制度融資などに積極的に対応していきたい。 ○零細企業の借入は返済能力を超えており資金調達が難しい状況。金融支援だけでは限界。販路開拓や技術革新など、県が音頭取りをして総合支援体制を作るべき。 ○コールセンターのバックアップセンターが関東にあるが、地方にリスク分散したいという意見があった。是非鳥取県に誘致すべき。 ○海外向け製品の放射能検査依頼がくるが、県内にはそれができる設備がない。隣の県に原発もあることだし、危機管理面からも体制整備が必要ではないか。
農林水産 関係	○県内農業に直接の被害はないが、県内には農地余力があり、被災地には技術の高い人がいる。そういう人材を受け入れることで貢献できないか。 ○森林も特に影響はない。全国シェアの3割を生産していた東北の合板工場が被害にあったため、県内の合板生産は増産体制で取引は活発。 ○冷凍もの、鮮魚等で影響は異なるが、放射能の風評被害は心配。
観光関係	○団体客は壊滅状態、海外客は激減。ただし、個人客は戻りつつある。 ○自肃ムードに打つ手がない。いろいろ情報発信しながら客を増やさないといけない。 ○夏休み、秋の旅行も今から手を打たないといけない。販促の支援環境を整えて欲しい。

東日本大震災関連制度融資の実施について

平成23年5月20日
経済通商総室
経営支援室

東日本大震災の影響を受けた県内中小企業者の資金繰りを支援するため、県の制度融資に「東北地方太平洋沖地震対策枠」を新設し、長期低利の融資制度の取扱いを3月25日から開始するなど、企業の資金調達に支障が生じないよう取組みを行っています。

さらに、震災の影響が深刻化する状況を踏まえ、4月18日開催のトップミーティングの意見も参考としながら、「地震対策枠の利用要件の緩和」「特に強い影響を受けた者を対象とした限度額の倍増」、「小規模事業者向け融資の償還期間延長」等の措置を講じることとしています。

1 震災関連融資の新設等

区分	取引安定化対策資金（地震対策枠） ～被災地企業と取引のある企業向け～ 〔3月25日～〕	経営活力強化資金 ～風評被害などを受けた企業向け～ 〔4月1日～〕
対象要件	被災地企業との取引規模20%以上で、 最近1か月の売上高等が前年同月比10% 以上減少、その後2か月を含む3か月の売 上高等が前年同期比10%以上減少	・セーフティネット保証5号（業況悪化業 種）の認定事業者（9/30まで全業種対象） ・最近3か月の月平均売上高等が前年同期 比5%以上減少
限度額	1億円	8,000万円
融資期間	10年（うち据置3年）以内	
融資利率	年1.43%（※県制度融資の最優遇金利）	
保証料率	年0.45～1.08%	年0.45～0.80%

※上記の取引安定化対策資金（地震対策枠）の対象要件を緩和〔5月下旬～〕

（取引規模20%以上→取引があること。売上高等10%以上減少→5%以上減少）

拡大

◆別枠化による限度額の倍増〔5月下旬～〕

上記2資金について、震災の影響を特に強く受けている中小企業者等で次の要件に該当する者について「東日本大震災復興緊急保証」制度を活用した融資として別枠の融資限度額を措置。

- 別枠措置額 取引安定化対策資金：1億円（⇒合わせて最大2億円）
経営活力強化資金：8,000万円（⇒合わせて最大1億6千万円）

●融資期間 10年（うち据置2年）以内

●対象要件

- ①被災地の事業者と取引があり、震災後3か月の売上高等が前年同期比10%以上減少
- ②震災に起因して急激な取引の減少（キャンセルなど）により、震災後3か月の売上高等が前年同期比15%以上減少 など

2 小規模事業者向け融資（運転資金）の償還期間の延長〔5月下旬～〕

償還負担を軽減し小規模事業者の資金繰り緩和を図るため、償還期間を1年間、据置期間を半年延長。

- 対象資金 中小企業小口融資（限度額：1,250万円）、小規模事業者融資（限度額：1,500万円）
- 運転資金 債還期間：5年（据置6月）以内 ⇒ 6年（据置1年）以内

3 企業資金繰り支援特別融資（4資金）に「地震対策枠」を追加〔3月25日～〕

①借換2資金の対象要件に震災の影響要件を追加。

- 対象資金 経営安定借換資金、旧制度融資等借換資金
- 対象要件 被災地域との取引規模が20%以上あり、最近1か月の売上が対前年同月比減少
- ②特に影響を受けている者への特別利率の適用（保証付1.66⇒1.43% 保証なし1.96⇒1.68%）
- 対象資金 経営安定借換資金、旧制度融資等借換資金、中小企業小口融資、小規模事業者融資
- 対象要件 取引安定化対策資金（地震対策枠）の要件に同じ。（取引20%、売上10%）

※上記①及び②の対象要件を緩和〔5月下旬～〕

（取引規模20%→取引があること。売上高10%以上減少→5%以上減少）

4 実施期間 平成24年3月31日まで

添付資料：平成23年度 鳥取県企業自立サポート融資（県制度融資）一覧表

別添資料

平成23年度 鳥取県企業自立サポート融資（県制度融資）一覧表

平成23年5月改正後

資金名		融資対象者	資金使途 償還期間等	融資 限度額	融資利率	保証料率	常設・廃止 臨時措置
中小企業小口融資	通常枠	従業員20人(商業、サービス業5人)以下の小規模事業者で、既保証と合わせた保証債務残高が1,250万円以下の者 【特別利率適用要件】 ①最近3か月間の平均売上高等が前年同月比5%以上減少 ②直近決算期の輸出入取引等が売上高の20%以上あり、最近1か月間に5%以上の為替差損等又は最近3か月間の輸出入関連企業からの受注数量等が前年同期比5%以上の減少を受けた中小企業者等	運転 5年(据置6月) 設備 7年(据置1年)	1,250万円	通常 1.66% 特別 1.43%	0.50 ~1.23%	常設 平成22年度 3月 臨時措置 (H23.3~H24.3)
	東北地方 太平洋沖 地震対策枠	【特別利率適用要件】 東北地方太平洋沖地震の被災地に事業所等を有する事業者との直接又は間接的な取引がある中小企業者等で、地震発生後、最近1か月間の売上高等が前年同月比5%以上減少、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少	運転 6年(据置1年) 設備 7年(据置1年)				
小規模事業者融資	通常枠	従業員20人(商業、サービス業10人)以下の小規模事業者で、既保証と合わせた保証債務残高が8,000万円以下の者(中小企業小口融資と併用の場合、合計残高が1,500万円以内) 【特別利率適用要件】 ①最近3か月間の平均売上高等が前年同月比5%以上減少 ②直近決算期の輸出入取引等が売上高の20%以上あり、最近1か月間に5%以上の為替差損等又は最近3か月間の輸出入関連企業からの受注数量等が前年同期比5%以上の減少を受けた中小企業者等	運転 5年(据置6月) 設備 7年(据置1年)	1,500万円	通常 1.66% 特別 1.43%	0.45 ~1.23%	平成20年度 9月補正 臨時措置 (H20.10~H24.3)
	東北地方 太平洋沖 地震対策枠	【特別利率適用要件】 東北地方太平洋沖地震の被災地に事業所等を有する事業者との直接又は間接的な取引がある中小企業者等で、地震発生後、最近1か月間の売上高等が前年同月比5%以上減少、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少	運転 6年(据置1年) 設備 7年(据置1年)				
企業自立化支援資金	一般的な事業資金(運転資金・設備資金)が必要な中小企業者等		運転 7年(据置1年) 設備 10年(据置1年)	1億円	2.3%	0.45 ~1.45%	常設
経営活力強化資金	セーフティネット 保証貸付	セーフティネット保証5号の指定業種(業況悪化業種)を営み、市町村長から特定中小企業者(経営の安定に支障が生じている中小企業者等)の認定を受けた中小企業者等 【特定中小企業者の認定基準】 ①最近3か月間の月平均売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者等 ②製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者等 ③平成23年東北地方太平洋沖地震の発生後、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同期比20%以上減少、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比20%以上減少することが見込まれる中小企業者等	運転・設備 10年(据置3年)	8,000万円	1.43%	0.45 ~0.80%	平成23年度 当初 臨時措置 (H23.4~H24.3)
	一般保証(責任 共有制度)貸付	セーフティネット保証5号の指定業種(業況悪化業種)を営んでいないが、特定中小企業者の認定基準を満たす中小企業者等				0.45 ~1.08%	
	東日本大震災 復興緊急 保証枠	東日本大震災の直接又は間接的な被害を受け、罹災証明又は市町村長から経営の安定に支障が生じていることの認定を受けた中小企業者等 【経営の安定に支障が生じていることの認定基準】 ①特定被災区域内で事業を行っており、震災後の3か月間の売上高等が前年同期比10%以上減少 ②特定被災区域の事業者との取引関係があり、震災後の3か月間の売上高等が前年同期比10%以上減少 ③震災に起因して、震災後の3か月間の売上高等が前年同期比15%以上減少	運転・設備 10年(据置2年)	8,000万円 ※上記貸付枠 との重複利用 可能		0.45 ~0.80%	平成23年度 5月 臨時措置 (H23.5~H24.3)
経営安定支援借入資金	通常枠	信用保証協会の保証付き借入金残高と具体的な経営改善計画があり、次のいずれかに該当する中小企業者等 ①セーフティネット保証5号の指定業種(業況悪化業種)に該当 ②最近3か月又は直近決算期の売上高等又は営業利益が過去3年間の同時期と比べ減少 ③最近3か月又は直近決算期の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期と比べ減少 ④最近3か月の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が前年同期を上回る ⑤直近決算期の輸出入取引等が売上高の20%以上あり、最近1か月間に為替差損等又は最近3か月間の輸出入関連企業からの受注数量等が減少を受けた中小企業者等 【特別利率適用要件】 ①最近3か月間の平均売上高等が前年同月比5%以上減少 ②直近決算期の輸出入取引等が売上高の20%以上あり、最近1か月間に5%以上の為替差損等又は最近3か月間の輸出入関連企業からの受注数量等が前年同期比5%以上の減少を受けた中小企業者等	借換 10年(据置3年)	2億円	通常 1.66% 特別 1.43%	0.45 ~1.08%	平成20年度 1月補正 常設 (H21.2~)
	東北地方 太平洋沖 地震対策枠	信用保証協会の保証付き借入金残高と具体的な経営改善計画があり、次のいずれかに該当する中小企業者等 東北地方太平洋沖地震の被災地に事業所等を有する事業者との直接又は間接的な取引がある中小企業者等で、地震発生後、最近1か月間の売上高等が前年同月に比べ減少 【特別利率適用要件】 東北地方太平洋沖地震の被災地に事業所等を有する事業者との直接又は間接的な取引がある中小企業者等で、地震発生後、最近1か月間の売上高等が前年同月比5%以上減少、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少					

資金名		融資対象者	資金使途 償還期間等	融資 限度額	融資利率	保証料率	常設・廃止 臨時措置
旧制度融資等借換特別資金	通常枠	信用保証協会の保証を付さない県制度融資の借入残高と具体的な経営改善計画があり、次のいずれかに該当する中小企業者等 ①セーフティネット保証5号の指定業種(業況悪化業種)に該当 ②最近3か月又は直近決算期の売上高等又は営業利益が過去3年間の同時期と比べ減少 ③最近3か月又は直近決算期の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期と比べ減少 ④最近3か月の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が前年同期を上回る ⑤直近決算期の輸出入取引等が売上高の20%以上あり、最近1か月間に為替差損等又は最近3か月間の輸出入関連企業からの受注数量等が減少を受けた中小企業者等 【特別利率適用要件】 ①最近3か月間の平均売上高等が前年同月比5%以上減少 ②直近決算期の輸出入取引等が売上高の20%以上あり、最近1か月間に5%以上の為替差損等又は最近3か月間の輸出入関連企業からの受注数量等が前年同期比5%以上の減少を受けた中小企業者等	借換 10年(据置3年)	2億円	通常 1. 96% 特別 1. 68%	-	平成20年度 1月補正 臨時措置 (H21.2～H24.3)
	東北地方 太平洋沖 地震対策枠	信用保証協会の保証を付さない県制度融資の借入残高と具体的な経営改善計画があり、次のいずれかに該当する中小企業者等 東北地方太平洋沖地震の被災地に事業所等を有する事業者との直接又は間接的な取引がある中小企業者等で、地震発生後、最近1か月間の売上高等が前年同月に比べ減少 【特別利率適用要件】 東北地方太平洋沖地震の被災地に事業所等を有する事業者との直接又は間接的な取引がある中小企業者等で、地震発生後、最近1か月間の売上高等が前年同月比5%以上減少、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少					
新規参入資金	新規開業貸付	新たに事業を始めようとする者	運転・設備 10年(据置2年)	5, 000万円 1億円	1. 66% 0. 45 ~1. 08% 1. 43%	常設	平成22年度 3月 臨時措置 (H23.3～H24.3)
	新分野進出貸付	新分野への進出又は事業の拡大にともない新たな雇用創出を実施する中小企業者等					
	経営革新貸付	「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」等に基づく経営革新計画の認定を受け、その計画に従つて事業を実施する中小企業者等					
再生支援資金		鳥取県中小企業再生支援協議会の支援により再生事業を実施する中小企業者等	運転・設備 10年(据置1年)	1億円	2. 3%	0. 45 ~1. 08%	常設
取引安定化対策資金	通常枠	過去1年内に倒産した企業に対して債権を有しその回収が困難な中小企業者等、又は主要取引先との取引縮小により経営に支障が生じている中小企業者等	運転 7年(据置1年)	5, 000万円	1. 66%	常設	平成23年度 当初 臨時措置 (H23.3～H24.3)
	東北地方 太平洋沖 地震対策枠	東北地方太平洋沖地震の被災地に事業所等を有する事業者との直接又は間接的な取引がある中小企業者等で、地震発生後、最近1か月間の売上高等が前年同月比5%以上減少、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少している中小企業者等	運転 10年(据置3年)	1億円 ※運転資金のみ の場合 5, 000万円	1. 43% 0. 45 ~0. 80%		
	東日本大震災 復興緊急 保証枠	東日本大震災の直接又は間接的な被害を受け、罹災証明又は市町村長から経営の安定に支障が生じていることの認定を受けた中小企業者等 【経営の安定に支障が生じていることの認定基準】 ①特定被災区域内で事業を行っており、震災後の3か月間の売上高等が前年同期比10%以上減少 ②特定被災区域の事業者との取引関係があり、震災後の3か月間の売上高等が前年同期比10%以上減少 ③震災に起因して、震災後の3か月間の売上高等が前年同期比15%以上減少	運転・設備 10年(据置2年)	1億円 ※地震対策枠 との重複利用 可能	平成23年度 5月 臨時措置 (H23.5～H24.3)		
流動資産担保融資		事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を有する中小企業者等(ただし、棚卸資産を担保とする場合は法人に限る)	運転・設備 1年	1億円	1. 47%	0. 68%	常設
企業立地促進資金		工業団地等に工場を新設、増設を行う企業で一定の新規雇用が見込まれる企業、又は工業団地等に移転を行う企業で対象経費の取得費が1億円以上の企業	運転 10年(据置2年) 設備 15年(据置2年)	1億円 ※設備 対象経費 (最高50億円)	保証付き: 1. 43%以内 保証なし: 1. 68%以内	0. 45 ~1. 45%	常設
環境産業支援資金		廃棄物のリサイクル施設・設備の整備を行い、県内廃棄物のリサイクル率の向上への寄与が見込まれる中小企業者等	設備 10年(据置2年)	1億円 (特認2. 8億円)	1. 66%	0. 45 ~1. 08%	常設

構造改革特区申請の結果について

平成 23 年 5 月 20 日
経済通商総室
通商物流室

境港を中心とした鳥取県西部地域の経済の活性化を図る「経済・観光交流ゾーン」を形成するため、平成 22 年 11 月 16 日、構造改革特区制度を活用し規制改革の提案を行いましたが、平成 23 年 3 月 30 日に次のとおり最終回答が示されました。

提案内容	回答
1 ロシア人を対象とするビザ発給要件の緩和 (滞在期間を 48 時間、団体観光客に限定)	・失踪等を完全に防げないため、不可
2 外国籍シャーシの国内走行可能化等 (走行範囲は境港臨港地区内道路に限定)	・他の交通との確実な分離遮断を条件に国内走行は可 ・車上通関の可否は平成 23 年末までに結論を出す

1 ロシア人を対象とするビザ発給要件の緩和

(1) 提案概要

ロシアから鳥取県への観光客を増やすため、ロシア人が国際定期貨客船航路を使って境港から日本へ上陸する場合、48 時間ビザなしで日本国内への滞在を可能とする。

なお、不法滞在のリスクを回避するために、旅行会社が企画する団体観光の旅行者のみ対象とし、日本上陸後は旅行会社が観光客を目配りすることを条件とする。

(2) 回答

項目	担当省庁	内容
○48 時間ビザなしで日本国内への滞在を可能化	外務省	団体観光の形式をとったとしても失踪等を完全に防げるものではないため、一定地域についてのみ本来は査証を必要とする特定の国籍者の入国を認めるることは困難。

2 外国籍シャーシの国内走行可能化等

(1) 提案概要

境港における静脈物流等の貿易を活性化するために、外国籍シャーシが国内を走行するために必要とされている、自動車登録ファイルへの登録※、自賠責保険への加入、保管場所の確保といった手続を、境港臨港地区内道路に限り不要とし、また通常認められていない車上通関を可能にする。

(※自動車登録ファイルへの登録：車名、所有者等の情報を登録し所有権の公証等を行うもの)

(2) 回答

項目	担当省庁	内容
○自動車登録ファイルへの登録	国土交通省	他の交通との分離遮断を確実に実施すれば、一般的の交通の用に供する道路ではなくなるため、該当する法律の適用はなく、走行は可能。分離遮断の具体的な方法は道路管理者、地元の警察署と協議・相談が必要。
○自賠責保険への加入		
○自動車保管場所の確保	警察庁	使用の本拠が国内にないため、法律の適用はない。
○車上通関	財務省	保税地域における適切な貨物管理を確保しつつ、車上通関ができるかどうか平成 23 年末までに結論を出す。

3 今後の対応

- ・外国籍シャーシの国内走行については、事業者から要望があれば、事業者・道路管理者・地元警察署との協議が円滑に進むよう側面的な支援を行う。
- ・車上通関については、当面個別案件ごとの対応となるが、国の動向について引き続き情報収集を行う。

環日本海定期貨客船航路の最近の動きと運航状況等について

平成23年5月20日

経済通商総室

通商物流室

1 敦賀への試験運航

- ・D B S クルーズフェリー社では、環日本海定期貨客船航路の敦賀への延伸を検討するため、現行の運航スケジュールを利用し、下記のとおり試験運航を行った。

5月12日(木)	5月13日(金)	5月14日(土)	5月15日(日)
東海 出港 18:00	境港 入港 9:00 境港 出港 10:00 敦賀 入港 19:00	敦賀 出港 8:00 境港 入港 17:15 境港 出港 19:00	東海 入港 9:00

- ・試験運航にあわせ、金鶴基(キム・ハッキ)東海市長、東海市議会議員、東海商工会議所関係者ら約30人の韓国東海市訪問団が乗船し、姉妹都市である敦賀市を訪問。一方、敦賀港での貨物の積み卸しは行わなかった。

2 運航船舶（イースタンドリーム号）の定期点検

- ・5月19日(木)から6月1日(水)まで、釜山の造船所においてイースタンドリーム号の定期点検を実施。これに伴い、境港出港の2往復4便が欠航となる。なお、このたびの定期点検に併せて一部船舶の修繕等も実施する予定。

【欠航便】

5月20日(金) 境港入港～5月21日(土) 境港出港
5月27日(金) 境港入港～5月28日(土) 境港入港

3 環日本海圏航路に係る就航経費補助金

- ・平成22年度の境港～東海の運航回数は75往復、運航経費は947百万円（内訳は下表のとおり）となった。（4月25日、D B S 社にて会計法人立会いのもと県担当者も運航経費の詳細を確認した。）

【平成22年4月～平成23年3月】

(単位：千円)

区分	傭船料	船保険料等	燃料費	港賃	船内費 旅客費	船員費	貨物費	一般 管理費	計
全体	296,452	108,780	214,983	22,440	84,148	99,245	29,412	91,256	946,716
4～9月	169,089	62,418	126,497	14,201	51,115	59,615	17,649	52,537	553,121
10～3月	127,363	46,362	88,486	8,239	33,033	39,630	11,763	38,719	393,595

- ・平成22年度の就航経費補助金の県負担分として、5,280万円（総額8,800万円の県負担分6割相当）を環日本海経済活動促進協議会を通じて運航会社に助成。

(単位：千円)

期間	境港～東海の運航実績		境港～東海 1往復あたり の運航経費	左の1/10	1往復あたり の補助金 (限度額)	補助金総額	左のうち 県負担額 (×0.6)
	運航回数	運航経費					
H22.4 ～H22.9	49往復 (週2回寄航)	553,121	11,288	1,129	1,000	49,000	29,400
H22.10 ～H23.3	26往復 (週1回寄航)	393,595	15,138	1,514	1,500	39,000	23,400
合計	75往復	946,716	—	—	—	88,000	52,800

- ・なお、D B S クルーズフェリー社の第3期（2010年1月1日～12月31日）における損益計算書で、9,864百万ウォン（約726,987千円）の当期純損失を計上。

※1ウォン=0.0737円(2011.3.31現在の三菱東京UFJ銀行の公表レート)で換算

4 北東アジア貿易観光情報センターホームページの開設

- ・環日本海定期貨客船の寄港地である鳥取県・江原道・沿海地方の相互のビジネス、観光等の情報を発信し、経済・観光・交流を活性化させ、各地域の発展と環日本海定期貨客船の安定運航に資することを目的に、日本語・韓国語・ロシア語に対応したホームページを開設。今後、関係地域の協力を得ながら内容の充実を図る。

ホームページアドレス <http://neattic.net>

5 航路の利用促進に向けた取組

(1) 韓国江原道知事及び議会議長との統轄監の面談

- ・民間交流事業（鳥取県江原道交流ツアーア）に参加した河原統轄監、薛幸夫民団団長ほかが、5月2日（月）に崔文洵（チ・ムンス）知事、金箕男（キム・ギナム）議長と面談。
- ・鳥取県の安全性をPRするとともに、行政・企業・民間が協力してDBS航路の安定運航、活性化を図ることなどについて合意した。

(2) DBS航路を利用したファムツアーアの受入

- ・韓国からの誘客及びDBS航路の利用促進を目的に、韓国ドラマ「アテナ」の撮影地を巡るツアーや鳥取県の安全性等をPRするため、5月12日（木）～15日（日）に韓国のマスコミ、旅行会社関係者9名を対象にファムツアーアをDBSクルーズフェリー社と連携し、実施した。

6 航路の利用状況の動向

■旅 客

- ・H23年4月30日現在、就航以来1年10ヶ月で総計247航次（往復）を運航し、延べ約7万3千人が利用。
- ・旅客の国別では、韓国人が64.0%、ロシア人が25.6%、日本人が8.4%、その他2.0%。今年に入り1便あたり300名を超える韓国人観光客が鳥取県を訪れていたが、東日本大震災の影響等により3月以降は減少。しかし、4月末以降は徐々に回復傾向にある。
- ・震災による利用者の減少に対し、鳥取県側においても民間団体、行政、一般県民等の利用促進に取り組み、日本側の利用者も増加。

■貨 物

- ・境港からは、ウラジオストク向けの車両部品等の輸出を中心に増加傾向にあり、震災による顕著な影響はみられない。境港～東海（ウラジオストク含む）間の2011年上半期（1月～4月）の貨物量は、就航直後の2009年の下半期（7月～12月）に比べ、総量（トン）で1.93倍、1往復あたりで6.07倍に増加した。
- ・一方、東海～ウラジオストク間の貨物量は顕著に伸びている。東海～ウラジオストク間の2011年上半期（1月～4月）の貨物量は、就航直後の2009年の下半期（7月～12月）に比べ、総量（トン）で3.84倍、1往復あたり5.86倍に増加した。
- ・なお、ロシアからの帰り荷、日韓間の貨物は未だ低調であり、その確保が課題。

■就航以来の半期毎の運航実績（区間別）

※韓国東海市資料を活用

区分		境港～東海（貨物はウラジオストク含む）		東海～ウラジオストク	
2009年（7月～12月）	77往復	51往復	1往復あたり	26往復	1往復あたり
旅客数	20,496人	17,895人	350人	2,601人	100人
貨物量	2,926トン	693トン	13トン	2,233トン	86トン
2010年（1月～6月）	72往復	46往復	1往復あたり	26往復	1往復あたり
旅客数	15,122人（0.74）	10,906人（0.61）	237人（0.67）	4,216人（1.62）	162人（1.62）
貨物量	6,214トン（2.12）	1,515トン（2.19）	33トン（2.53）	4,699トン（2.10）	180トン（2.09）
2010年（7月～12月）	64往復	39往復	1往復あたり	25往復	1往復あたり
旅客数	25,794人（1.26）	15,088人（0.84）	387人（1.10）	10,706人（4.11）	428人（4.28）
貨物量	8,887トン（3.04）	2,805トン（4.04）	72トン（5.53）	6,082トン（2.73）	243トン（2.82）
2011年（1月～4月）	34往復	17往復	1往復あたり	17往復	1往復あたり
旅客数	11,506人（0.56）	6,611人（0.36）	388人（1.10）	4,895人（1.88）	288人（2.88）
貨物量	9,913トン（3.39）	1,338トン（1.93）	79トン（6.07）	8,575トン（3.84）	504トン（5.86）
総合計 247往復		153往復	1往復あたり	94往復	1往復あたり
旅客数	72,918人	50,500人	330人	22,418人	238人
貨物量	27,940トン	6,351トン	41トン	21,589トン	229トン

※（ ）内は2009年実績に対する増減（○.○○倍）

鳥取県ウラジオストクビジネスサポートセンターの開設について

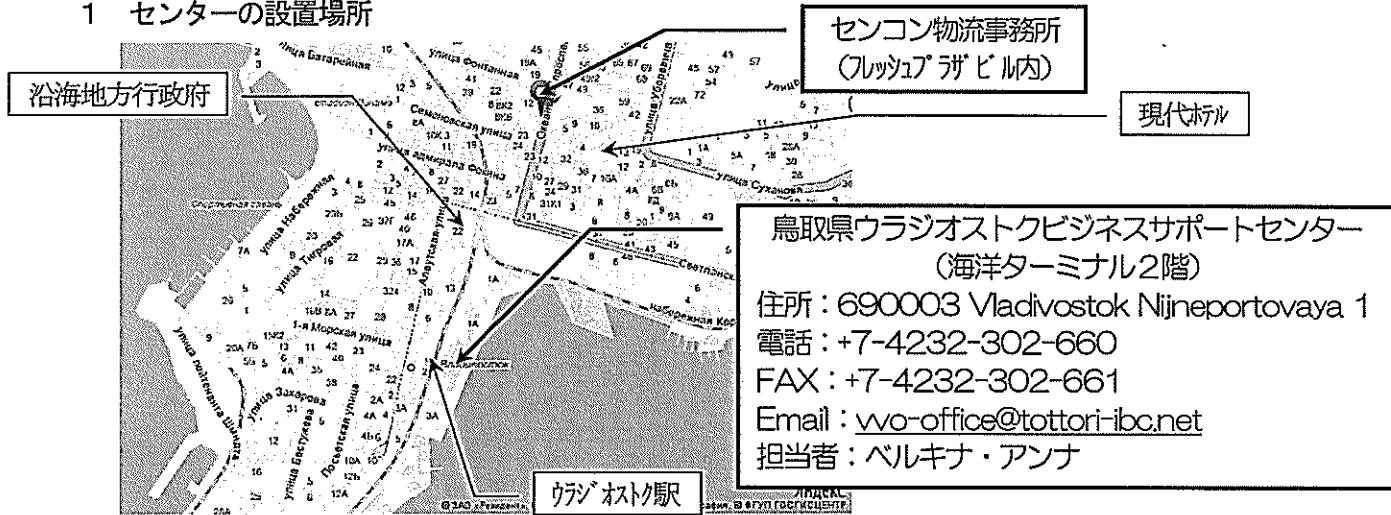
平成23年5月20日
経済通商総室
通商物流室

平成23年度「鳥取県ロシアビジネスサポートシステム設置運営業務」の受託者は、公募型プロポーザル方式での審査の結果、『センコン物流株式会社（代表取締役 久保田晴夫、本社仙台市）』に決定しました。

鳥取県ウラジオストクビジネスサポートセンターは、ウラジオストク港の『海洋ターミナル2階』に開設され、5月16日（月）よりセンターでの業務を開始。5月24日（火）には、河原正彦統轄監等が訪露し、現地での周知を図る内覧会等を行います。

なお、境港のロシアビジネスサポートセンターは、昨年度同様、夢みなどタワー内にて業務を実施中です。

1 センターの設置場所



2 センターの立地条件等

- 環日本海定期貨客船が着岸するウラジオストク海洋ターミナル内2階の事務所（50.2m²を借上げ）
- チケット販売を行うD B S社、港湾荷役のP P S社、船舶代理店等港湾関係者との連携が円滑に図れ、利用者の利便性も高く、D B S航路の活用に関する物流、観光等の総合的な取組、情報発信が可能。



3 センターの主な業務

- ロシアとのビジネス展開を図る企業の相談、支援、コーディネート業務
- ロシアでの情報収集、発信業務
- 貨客船航路利用による境港への貨物集約業務

4 センター周知にかかる内覧会の実施について

- 目的: 鳥取県のビジネスセンター設置についての周知及び関係者への協力依頼、業務内容協議等
- 訪露団: 河原正彦統轄監、足立統一郎環日本海経済活動促進協議会会长ほか 計7名
- 訪露日程: 平成23年5月22（日）～27日（金）
- 現地での行事予定（5月24日（火））

- ①内覧会（開設者挨拶、来賓挨拶、看板設置等）
- ②メディアコンファレンス（現地メディアへの周知、意見交換、質疑応答）
- ③政府、経済関係者等との名刺交換会

※その他、滞在期間中にロシア側関係機関訪問、協力依頼を実施予定。

5 境港ロシアビジネスサポートセンターの運用

- ウラジオストクと併せ、センコン物流株式会社が設置運営業務を一括受託。
- 4月1日から昨年同様、夢みなどタワー内にサポートセンターを設置し、業務を実施中。

<連絡先等> 境港市竹内団地255-3 夢みなどタワー1階（担当：勝部、佐々木）

電話: 0859-21-8188 FAX: 0859-21-8177

地域雇用創造推進事業「とっとり雇用創造未来プラン」の採択について

平成23年5月20日
雇用人材総室
人材育成確保室

鳥取県雇用創造協議会が、「とっとり高度人財『燐然』プラン(H20～22)」に次ぐ新たな事業構想として策定した「とっとり雇用創造未来プラン(H23～25)」が厚生労働省から採択されました。

1 事業構想の概要

(1) 基本的考え方

- ①鳥取市を含んだ全県域を対象とする。(旧「とっとり高度人財『燐然』プラン」は鳥取市を含んでいなかった。)
- ②旧「とっとり高度人財『燐然』プラン」の成果を踏まえて、効果的な事業を継続するとともに鳥取県経済成長戦略分野で必要とされる人材育成等を積極的に実施。

(2) 事業項目

とっとり雇用創造未来プラン		参考(とっとり高度人財『燐然』プラン)
期間	平成23年7月～平成26年3月	平成20年12月～平成23年3月
雇用拡大	①産業人材育成研修促進事業 ②エンジニア人材育成事業 〔 次世代デバイス技術者育成セミナー、自然エネルギー等技術者育成セミナー、EV関連技術セミナー、IT高度技術セミナー 〕 ③海外取引支援研修	①「人財ナビゲーター」派遣事業 ②トップセミナー開催事業 ③即戦力人材確保事業
人材育成	①事務関連産業・部門人材育成研修 〔 経理部門コース、総務部門コース 〕 ②観光関連産業人材育成研修 ③営業・販売関連人材育成研修 ④カスタマーセンター関連業務人材育成研修 ⑤コールスタッフ人材育成研修 ⑥EV製造技術人材育成研修 ⑦創業・ベンチャーハンス育成研修	①ビジネススタッフ育成研修 〔 ビジネスコース、会計コース、パソコンコース、コールスタッフコース、WEBコース 〕 ②生産技術オペレーター育成研修 ③テクニカルサポート人材育成研修 ④品質工学人材育成研修 ⑤アパレルオペレーター育成研修 ⑥IT高度技術人材育成研修
就職促進	①人材育成研修受講者就職支援事業 ②求人企業説明会開催事業	①UJターン就職フェア ②UJターン・県内求職者・人材育成研修受講者企業見学会

(3) 事業規模及び目標値

(単位:千円・人)

区分	23年度		24年度		25年度		合計	
事業費	130,661		219,781		219,839		570,281	
目標値	参加	就職	参加	就職	参加	就職	参加	就職
雇用拡大	53社	—	88社	—	88社	—	229社	—
人材育成	390	151	768	305	768	305	1,926	761
就職促進	486	—	961	—	961	—	2,408	—
目標値合計 (人数のみ)	876	151	1,729	182	1,729	182	4,334	761

2 今後のスケジュール(予定)

- ・6月上旬 地域再生計画の認定申請(内閣府)
- ・6月下旬 地域再生計画の認定(内閣府)
事業構想に対する同意(厚生労働省)
- ・7月1日 事業開始(鳥取県雇用創造協議会と厚生労働省で委託契約締結)

鳥取県東部地域及び境港市内の事業所設置・増設等に伴う 雇用関係助成金の活用について

平成23年5月20日
雇用入材総室
人材育成確保室

地域雇用開発促進法に基づき国に提出した「鳥取公共職業安定所地域雇用開発計画」及び「鳥取県境港地域雇用開発計画」が、平成23年4月1日付けで厚生労働大臣の同意を得ました。

これにより、平成23年度から3年間、県東部の全域、境港市などで工場等を新設・整備して当該地域の求職者を新規雇用する場合に、国の助成制度を活用できることとなりました。

1 新たに助成対象となった地域〔期間〕

- ①鳥取市及び岩美・若桜・智頭・八頭町（鳥取公共職業安定所地域）〔H23.4～H26.3〕
- ②境港市（鳥取県境港地域）〔H23.4～H26.3〕

〔参考：新たな地域を含む平成23年度の助成対象地域〕

東部地域：鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町

中部地域：倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町

※三朝町及び湯梨浜町のうち旧泊村以外は平成23年度限り

西部地域：境港市、伯耆町のうち旧溝口町、日南町、日野町、江府町

2 助成制度の概要

〔地域求職者雇用奨励金〕

対象地域において、雇い入れた労働者（対象労働者）の人数及び事業所の設置・整備に要した費用に応じて、下表の額が1年ごとに3回受給できます。

設置・整備に 要した費 用	対象労働者の数			
	3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	40万円	65万円	90万円	120万円
1,000万円以上 5,000万円未満	180万円	300万円	420万円	540万円
5,000万円以上	300万円	500万円	700万円	900万円

※（ ）内は
創業の場合。

※奨励金の申込は、各ハローワーク又は鳥取労働局職業対策課

⇒本助成制度は、「平成23年度雇用関係助成制度のご案内」（パンフレット）や鳥取県公式ホームページで県内企業等に周知中。（インターネットキーワード検索 ）

〔参考：国の制度概要〕

「雇用開発促進地域」に該当する次の地区のある都道府県が「地域雇用開発計画」を策定し、国の同意が得られた場合、対象地域に事業所を設置・整備して当該地域の求職者を新規雇用した事業主は国から直接「地域求職者雇用奨励金」が受給できる。

（対象地域）

「ア」かつ「イ又はウ」の場合が対象

- ア 最近3年間の労働力人口に対する一般有効求職者数の割合が全国平均以上
- イ 最近3年間及び1年間の一般有効求人倍率が全国平均の2／3以下
- ウ 最近3年間及び1年間の常用有効求人倍率が全国平均の2／3以下

職業訓練の実施状況等について

平成23年5月20日
雇用人材総室
労働政策室

倉吉及び米子高等技術専門校における職業訓練について、平成22年度の実施状況及び平成23年度の実施計画は以下のとおりです。

1 平成22年度の実施状況

- ・高校卒業者の厳しい雇用情勢に対応するため、新規高校卒業未就職者を対象とした訓練を新設。
- ・前年同時期に比べて、訓練生の就職率が上昇。<H21: 68.1% ⇒ H22: 68.9%>

(平成23年4月末現在、単位：人)

対象	訓練科名	期間	定員	入校	修了	就職	就職率	前年同期
新規学卒者等	コンピュータ制御科（2年制）	2年	10 <2年>	7	7	6	85.7%	(60.0%)
			10 <1年>	10	—	—	—	—
	コンピュータ制御科（1年制）	1年	10	5	1	0	0.0%	(28.6%)
	土木システム科	1年	15	8	8	8	100.0%	(66.7%)
	木造建築科	1年	20	5	4	3	75.0%	(71.4%)
	自動車整備科	2年	25 <2年>	16	15	15	100.0%	(100.0%)
			25 <1年>	25	—	—	—	—
	設計・インテリア科	1年	20	15	14	10	71.4%	(70.0%)
	デザイン科	1年	20	18	17	11	64.7%	(83.3%)
小計			155	109	66	53	80.3%	(77.6%)
高校卒業未就職者	新規高卒未就職者訓練（2コース）	1年	40	18	16	10	62.5%	—
離職者	パソコン系、介護系等（75コース）	3か月	1,144	976	884	609	68.9%	(65.0%)
障がい者	総合実務科等（7コース）	1年等	80	43	42	23	54.8%	(76.1%)
在職者	パソコン系等（33コース）	24時間等	455	268	215	—	—	—
計			1,874	1,414	1,223	695	68.9%	(68.1%)

注) 就職率等は平成23年4月末現在のもの。

2 平成23年度の実施計画

- ・厳しい雇用情勢に対応するため、引き続き必要な離職者訓練を確保し、雇用のセーフティネットを充実。
(例年を大幅に上回る定員、雇用情勢悪化前の20年度定員の3倍以上)
- ・託児サービス付き訓練や実施期間が年度をまたぐ訓練など、求職者及び企業双方のニーズを踏まえた離職者訓練を引き続き実施。託児サービス付き訓練については、これまで実施できていなかった西部地区においても実施。（県内全地区で実施）
- ・高校卒業者の厳しい雇用情勢に対応するため、22年度に新設した高校卒業未就職者を対象とした訓練を引き続き実施するとともに、23年度は対象を3年以内既卒者まで拡充。
- ・訓練生の就職支援を専門に担当する就職支援指導員を各専門校3名ずつに増員することで就職支援を強化。
<H22: 4人 ⇒ H23: 6人>

(単位：人)

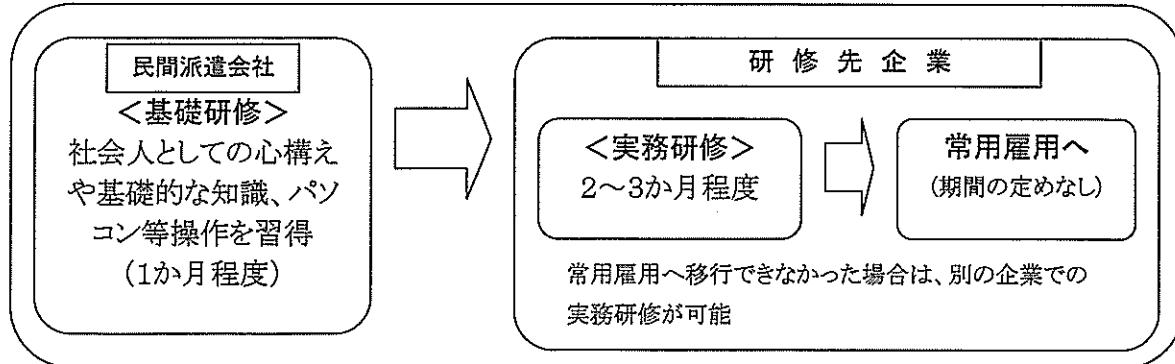
対象	訓練科名	期間	定員	前年度	入校等	前年度
新規学卒者等	コンピュータ制御科（2年制）	2年	20	(20)	10	(10)
	コンピュータ制御科（1年制）	1年	10	(10)	6	(5)
	土木システム科	1年	15	(15)	6	(8)
	木造建築科	1年	20	(20)	4	(5)
	自動車整備科	2年	50	(50)	25	(25)
	設計・インテリア科	1年	20	(20)	11	(15)
	デザイン科	1年	20	(20)	19	(18)
	小計		155	(155)	81	(86)
高校卒業未就職者	高卒未就職者訓練（2コース）	1年	40	(40)	9	(18)
離職者	パソコン系、介護系等（69コース）	3か月等	1,036	(1,144)	—	—
障がい者	総合実務科等（7コース）	1年等	80	(80)	—	—
在職者	パソコン系等（33コース）	24時間等	455	(455)	—	—
計			1,766	(1,874)	—	—

新卒未就職者等実務研修型雇用事業の実施状況について

平成23年5月20日
雇用人材総室
雇用就業支援室

1 事業概要

新卒者の就職環境が非常に厳しい状況にあることを踏まえ、今年度から鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して、県内に在住する新卒未就職者等を県が委託した人材派遣会社で有期雇用(日給6,750円)し、1か月程度の基礎研修を行った後に、企業等に派遣(紹介予定派遣)して実務研修を行うことで、早期就職に結びつける。



* 常用雇用への移行には、本人と研修先企業との合意が必要

2 受託業者

マンパワー・ジャパン株式会社（鳥取支店：鳥取市扇町7鳥取フコク生命駅前ビル3階）
広島県[22、23年度]、千葉県[22、23年度]、東京都[23年度]、福岡県[23年度]などで
同種の支援事業を受託

3 委託期間

平成23年4月1日～9月30日
(雇用期間：平成23年5月16日～9月30日)

4 雇用状況

区分	定員	人數	内訳			
			高校	新卒	高校	既卒
東部	30	33	4		4	16
西部	30	33	1		6	21
計	60	*66	5		10	37
						14

*応募者多数により「定員+6人」の66人を雇用。

<参考>平成23年3月新規高等学校卒業者の就職内定状況について

区分	卒業者数	求職者数 A	内訳		就職内定者数 B	就職内定率 B/A
			県内希望	県外希望		
23年3月卒	5,612	1,103	860	243	1,070	97.0 %
22年3月卒	5,634	1,015	785	230	985	97.0 %
増減	△22	88	75	13	85	0.0

鳥取県地域活性化総合特区推進協議会の設立について

平成23年5月20日
産業振興総室
次世代環境産業室

本県西部圏域におけるEV工場やとっとりバイオフロンティア等の立地、再生可能エネルギー自給率の高さ、豊かな地域資源等の強みを組み合わせてグリーンイノベーションとライフィノベーションを同時に展開し、地域の持続可能な成長モデルを描く「鳥取県地域活性化総合特区構想」を推進するため、鳥取県地域活性化総合特区推進協議会を設立しました。

1. 鳥取県地域活性化総合特区推進協議会の設立

日 時：平成23年4月27日（木）午後1時から2時30分

会 場：米子コンベンションセンター 国際会議室

構 成：〔会長〕鳥取県知事 平井 伸治

味の素(株)、王子製紙(株)、(株)ケイズ、国際航業(株)、(株)山陰合同銀行、サントリープロダクツ(株)、(株)中海テレビ放送、中電技術コンサルタント(株)、(株)鳥取銀行、トヨタ自動車(株)、(株)ナノオプトニクス・エナジー、ファミリー(株)、鳥取大学、西部9市町村、鳥取県

※ 今後の進捗等に応じて民間事業者やNPO等を追加していく予定

2. 鳥取県地域活性化総合特区構想

人口減少下でも安定かつ持続可能な経済成長を実現するための中長期的戦略として取りまとめた「鳥取県経済成長戦略」の目標達成に向けた取組を更に推進するため、環境・エネルギー、バイオ、健康等をキーワードとし、従来型の産業活性化策だけでなく、生活者の視点に立ち、「医・食・住」を基軸としたプロジェクトの推進によって暮らしの豊かさを生み出し、内需の呼び起こしに繋げていくもの。

2020年に日本が実現すべき「自立可能な中小都市像」として、「真の豊かさ」を実感できる新たなライフスタイルを提案するビジネスモデルの開発等の様々なプロジェクトを推進。

3. 当日の主な意見

- ものづくり活動において環境負荷を下げるための取組をする中で、一緒になって何か新しい価値を発信していきたい（サントリープロダクツ）
- 構想に掲げるプロジェクトが実現した場合に、県民にどんな恩恵が提供できるかについて、今後の展開として検討していかなければならない（ケイズ）
- 高齢化に対応した公共交通としてルートを定めない面的なデマンド運行ができれば、全国に広がるだけでなく、物やサービスも提供できるシステムとなる可能性がある（大山町）
- マイクロ水力発電等による電力を使ったEVスタンドの整備など、化石燃料を使わないエリアとして整備できないか、企業、住民と一緒に考えていきたい（江府町）

4. 本構想の推進体制

協議会の下部組織として幹事会と分科会を設置。幹事会は、本構想に係る事業計画の立案や進捗管理、分科会における各プロジェクトの具体的な内容の検討等の議論を総括する。

※ ここでの議論を踏まえ、総合特区の指定を待たずとも実施可能なものから着手

<参考> 地域活性化総合特区

(1) 概要

地域の知恵や創意工夫を最大限活用した先駆的な地域活性化の取組を対象として、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を総合パッケージ化して支援するもの（「総合特区」の一類型）
⇒ 地域の包括的・戦略的なチャレンジをオーダーメイドで総合的に支援
⇒ 特区ごとに設置される「国と地方の協議会」で国と地域の協働プロジェクトとして推進

(2) 特区指定の主要な要件

- 地域資源を活用した取組の「必然性」 ○有効な国の規制・制度改革の提案
- 地域の「本気度」を示す責任ある関与 ○先駆性と一定の熟度
- 明確な運営母体（協議会の設置が必須） ※本協議会はこれに相当するもの

(3) 事業スケジュール

総合特別区域法案成立後、基本方針の決定・公表、総合特区の提案募集（7月頃の募集を想定）

「とっとりバイオフロンティア」開所記念式典等について

平成23年5月20日
産業振興総室
产学官連携室

鳥取大学医学部の有する染色体工学技術を核として、県内外のバイオ・食品関連企業と鳥取大学・鳥取県が一体となって研究開発・事業化を進め、健康関連企業や医薬品関連企業などバイオ関連産業の集積を目指す产学官共同研究拠点として、鳥取大学米子キャンパス内に「とっとりバイオフロンティア」を整備し、このたびオープンを記念して開所記念式典を開催しました。

1 開所記念式典の概要

(1) 日 時 平成23年4月26日(火)午後2時~

(2) 会 場 鳥取大学米子キャンパス内

(3) 内 容

○記念講演

・日経BP社医療局主任編集委員 宮田 満 氏(鳥取大学染色体工学研究センター客員教授)
演題:「バイオ技術突破をどうクラスターの発展に活かすか」

・国立大学法人鳥取大学染色体工学研究センター長 押村 光雄 氏
演題:「人工染色体の医療及び産業応用への限りない可能性」

・株式会社島津製作所 分析計測事業部応用技術部 京都アプリケーション開発センター
主幹技師 藤分 秀司 氏
演題:「MALDI-TOF MSによるMSイメージング」

・ディ・スリー研究所代表取締役所長 堀江 透 氏(鳥取大学染色体工学研究センター客員教授)
演題:「創薬事業の将来展望」

○開所式

・挨拶 鳥取県商工労働部長
国立大学法人鳥取大学長

・テープカット

・施設見学



2 「とっとりバイオフロンティア」施設について

(1) 規模 ・鉄骨造 3階建て ・延床面積 1,260.84m²

(2) 事業費 ・新棟建設費 513百万円 ・実験機器 788百万円

(3) 施設概要 1階 オープンラボ【貸実験室(1室)】、研修室
2階 共同利用実験室(細胞実験室、機器分析室、遺伝子実験室)
3階 貸研究室【貸居室(4室)、貸実験室(4室)、貸動物飼育室(4室)】

(4) 実験機器

実験・研究機器は、遺伝子・細胞・動物(マウス等)を解析する最新設備を導入(独立行政法人科学技術振興機構が設置し、無償貸与を受けている)

(5) 管理者 財団法人鳥取県産業振興機構(県の指定管理者: H23~H25年度)

3 オープンラボ及び貸研究室への入居企業等の状況

4月11日(月)から公募を実施。入居審査会を経て下記のとおり入居しています。

○オープンラボ(1室中、1室入居)

鳥取大学染色体工学研究センター

○貸研究室(全12室中、3室入居)

・貸居室(4室中、2室入居)

株式会社chromocenter(クロモセンター)

財団法人鳥取バイオサイエンス振興会

・貸実験室(4室中、1室入居)

株式会社chromocenter(クロモセンター)

※貸動物飼育室(4室)は、消毒等作業が必要であり、作業終了次第、公募予定。